

神奈川県内の陸上貨物運送事業 における労働災害の現状(令和7年版)

令和6年の労働災害発生状況と第14次労働災害防止計画の推進状況

第14次労働災害防止計画(神奈川計画)(以下、神奈川計画)は、令和5年から令和9年までの5年間で基準となる令和4年の件数から神奈川県内の労働災害による死傷者数を5パーセント以上の減少、死亡者数を20人以下とすることを目標として実施しています。

また、神奈川計画では、特に労働災害の発生件数が多発している業種やカテゴリーにおいて、必要な事業者の取り組みの実施状況をアウトプット指標、その結果としての労働災害の減少目標をアウトカム指標として算出することとしており、陸上貨物運送事業では「荷役ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合をアウトプット指標、その結果としての労働災害の発生件数をアウトカム指標としています。

本パンフレットでは、陸上貨物運送事業における労働災害発生状況と神奈川計画の推進状況等を説明します。

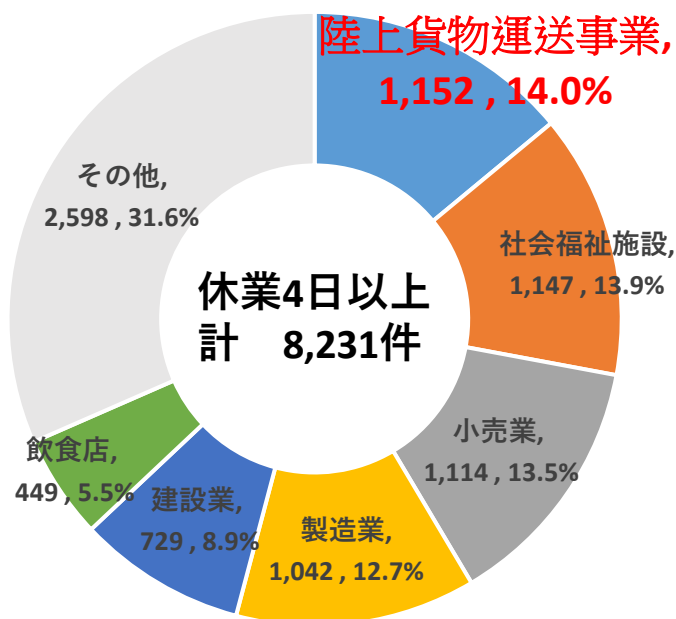
注:「陸上貨物運送事業」とは、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業を合わせた行政上の用語です。

本パンフレットの統計数値はすべて、新型コロナウイルス感染症による労働災害を除いた数値です。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ワースト1	大阪 1,342	大阪 1,364	大阪 1,336	埼玉 1,390	大阪 1,364	埼玉 1,316
ワースト2	埼玉 1,211	埼玉 1,260	埼玉 1,277	大阪 1,310	埼玉 1,290	大阪 1,292
ワースト3	東京 1,070	愛知 1,076	神奈川 1,126	神奈川 1,197	神奈川 1,111	神奈川 1,152
ワースト4	愛知 1,056	神奈川 1,044	東京 1,075	東京 1,077	東京 1,098	愛知 1,129
ワースト5	神奈川 981	東京 981	愛知 1,009	愛知 1,037	愛知 1,067	東京 1,068

神奈川県内の陸上貨物運送事業については、埼玉、大阪に次いで**全国ワースト3**となっています。令和2年以降は、1,000件を超える状況が続いており、減少が見られません。

令和6年重点業種別 神奈川労働局



令和6年は、陸上貨物運送事業の労働災害が最も多く発生し、全体の14.0パーセントを占めており、次いで社会福祉施設、小売業となっています。

建設業の1.5倍発生しており、製造業よりも100件以上多い件数となっています。

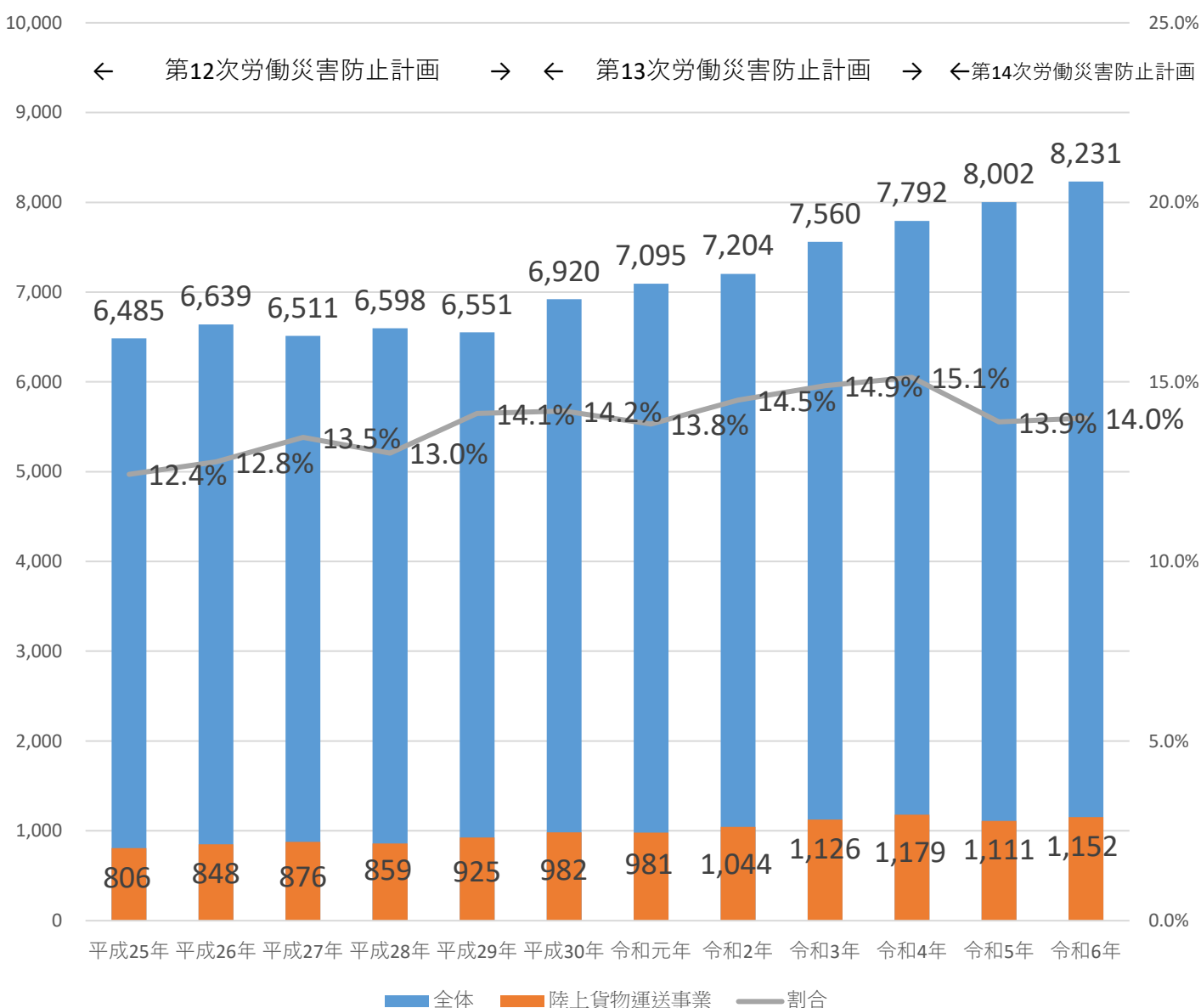


神奈川県下における休業4日以上の労働災害は、第12次労働災害防止計画期間中の平成25年から平成29年までの5年間、横ばいの状況でしたが、第13次労働災害防止計画期間の平成30年から増加傾向が継続しており、第14次労働災害防止期間となる令和5年、令和6年も連続して増加しています。

令和6年に神奈川県下で発生した休業4日以上の労働災害は、8,231件となりましたが、陸上貨物運送事業の労働災害が14.0パーセントを占め、最も労働災害が多発している業種となっており、死亡災害も6件発生しています。

陸上貨物運送事業の労働災害は、令和2年から1,000件を超えて推移しており減少が見られない状況となっています。

神奈川県内の労働災害（陸上貨物運送事業）の推移



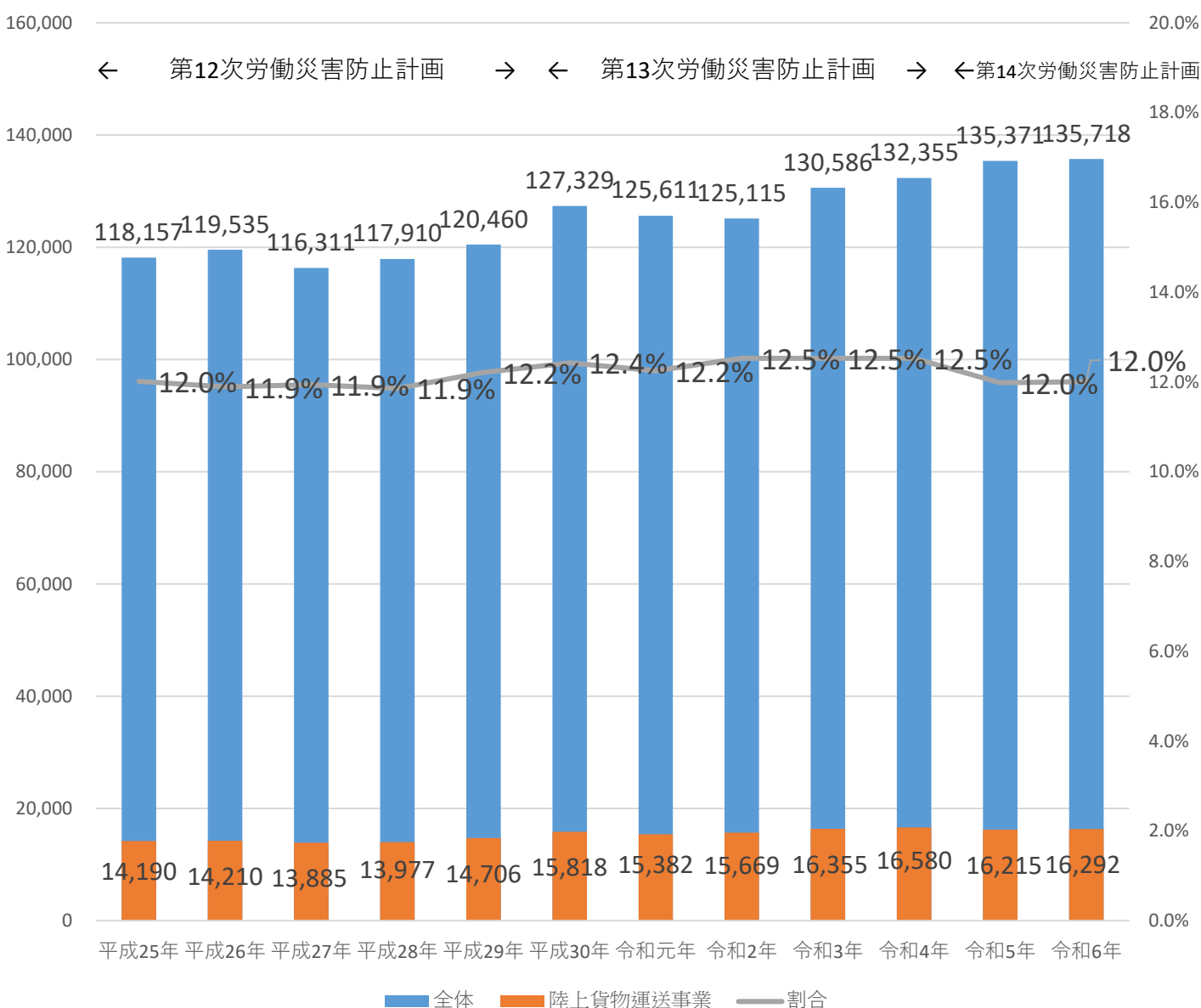
全国で発生した休業4日以上の死傷災害は、令和2年以降、増加傾向が継続しており、令和6年は、135,718件となりました。

令和6年の陸上貨物運送事業における労働災害は、16,292件発生しており、令和5年よりも増加が見られ、全体の12.0パーセントを占めています。

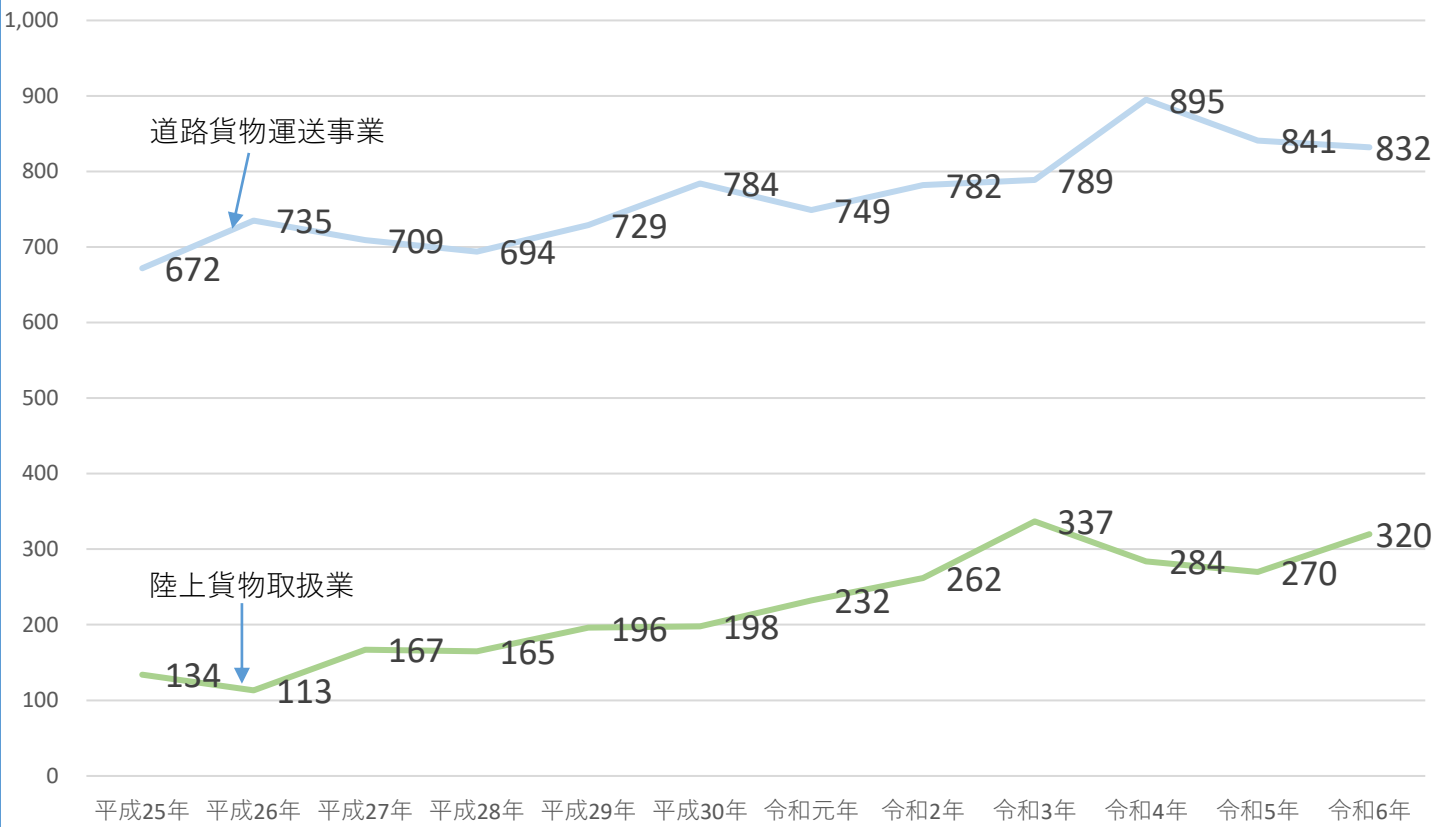
一方、死亡災害は、令和5年、令和6年と連続して100件を超える状況となっており、重篤な労働災害の減少が見られない状況となっています。

道路貨物運送事業及び陸上貨物取扱業のいずれも増加傾向が継続しており、注視する必要があります。

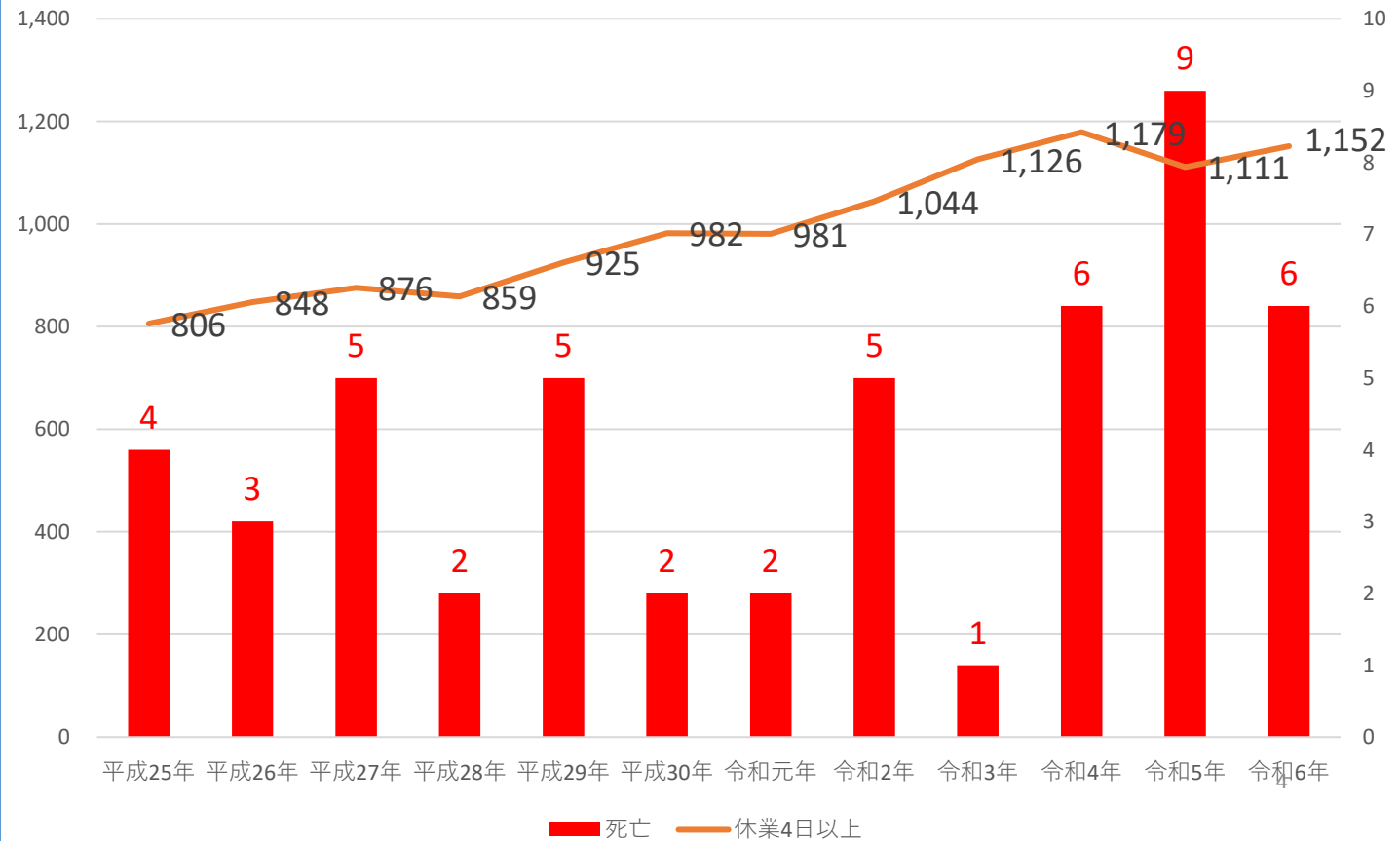
全国の労働災害（陸上貨物運送事業）の推移



神奈川県内の道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業の労働災害の推移

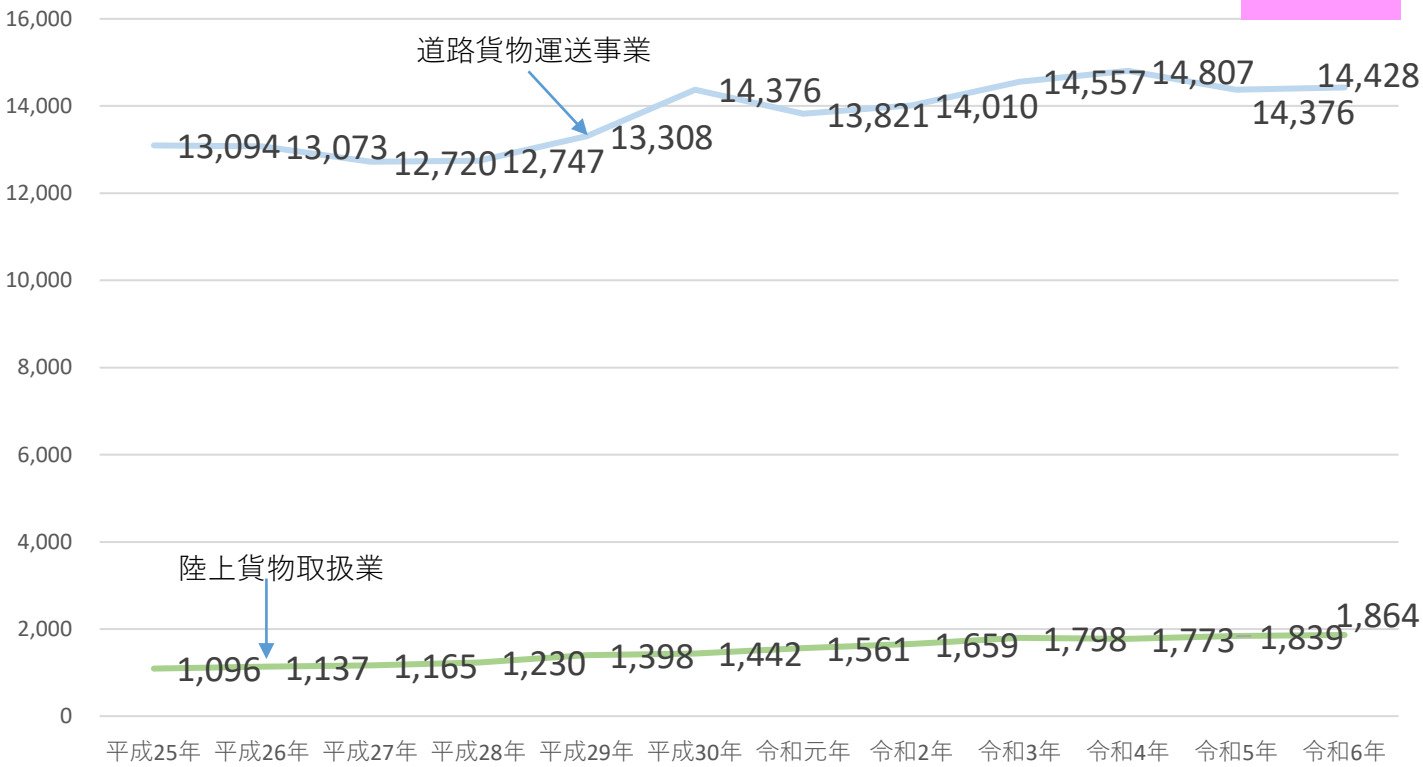


神奈川県内の陸上貨物運送事業の推移



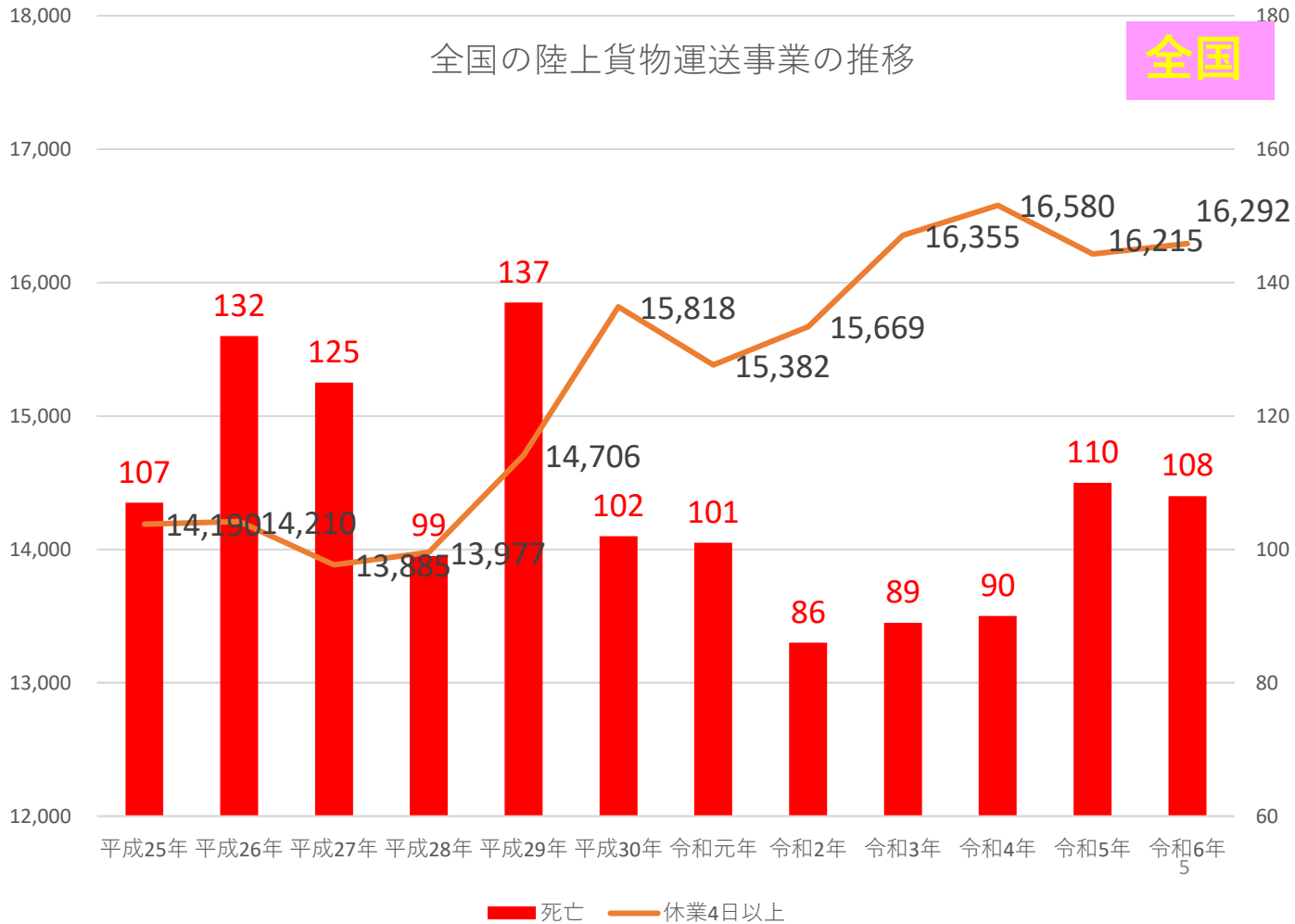
全国の道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業の労働災害の推移

全国



全国の陸上貨物運送事業の推移

全国

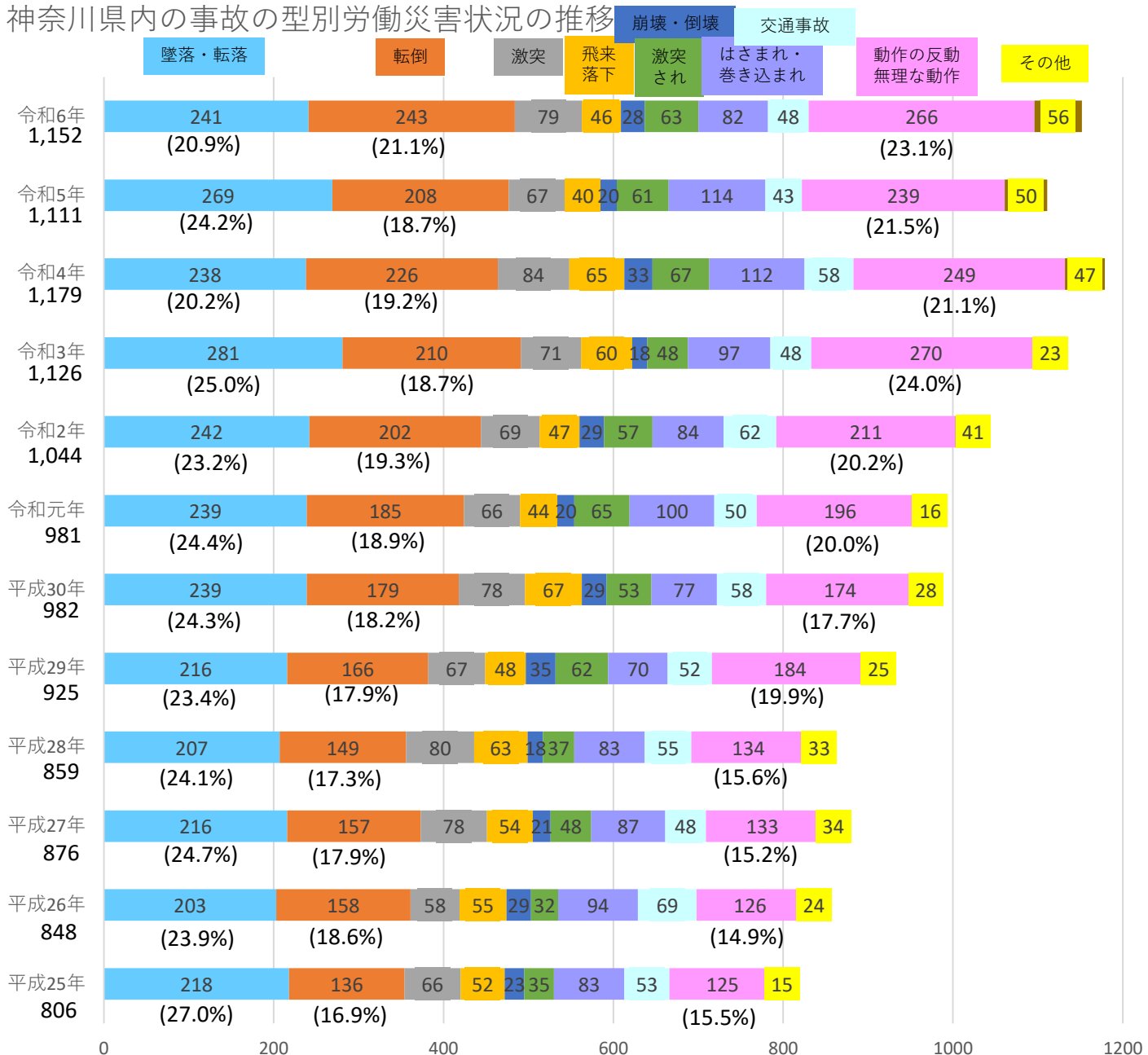


神奈川県内の事故の型別の労働災害発生状況は、令和3年まで及び令和5年に「墜落・転落」が最も多く発生していましたが、令和4年及び令和6年は、災害性腰痛等が含まれる「動作の反動・無理な動作」が最も多く発生しました。

令和6年は、「動作の反動・無理な動作」が266件（23.1%）、「転倒」が243件（21.1%）、「墜落・転落」が241件（20.9%）発生し、これまで多く発生していた「墜落・転落」の発生件数及び発生割合の減少が見られました。

一方、「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」は、件数及び割合ともに増加が認められ、いずれも増加傾向にあります。

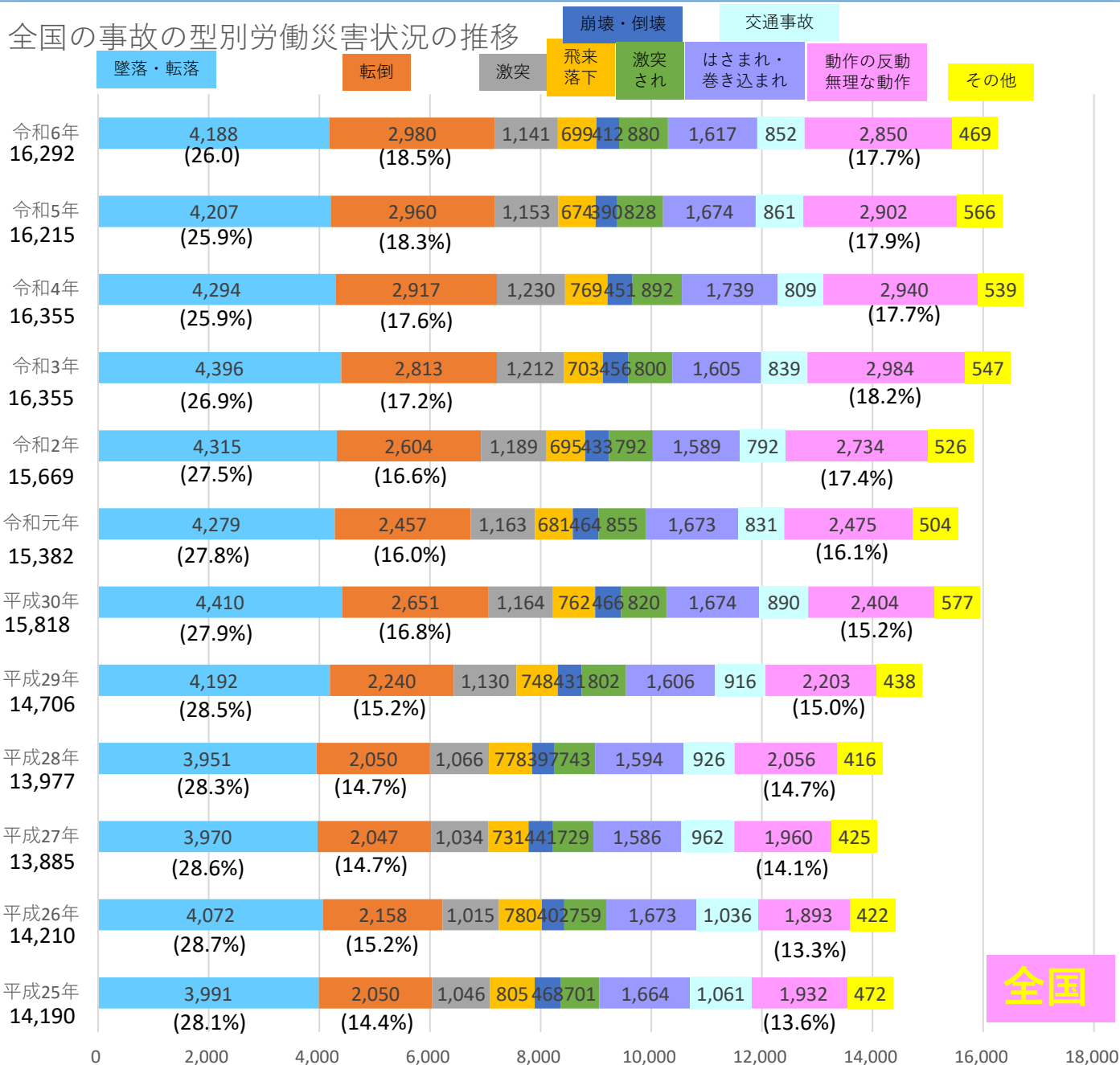
神奈川県内の事故の型別労働災害状況の推移



全国で発生した事故の型別の労働災害は、「墜落・転落」が最も多く、4,188件（26.0％）で全体の4分の1以上を占めています。

次いで「転倒」2,980件（18.5％）、「動作の反動・無理な動作」2,850件（17.7％）となっており、3つの事故の型で61.5パーセントを占め、労働災害を防止するために重要視する必要があります。

全国の事故の型別労働災害状況の推移

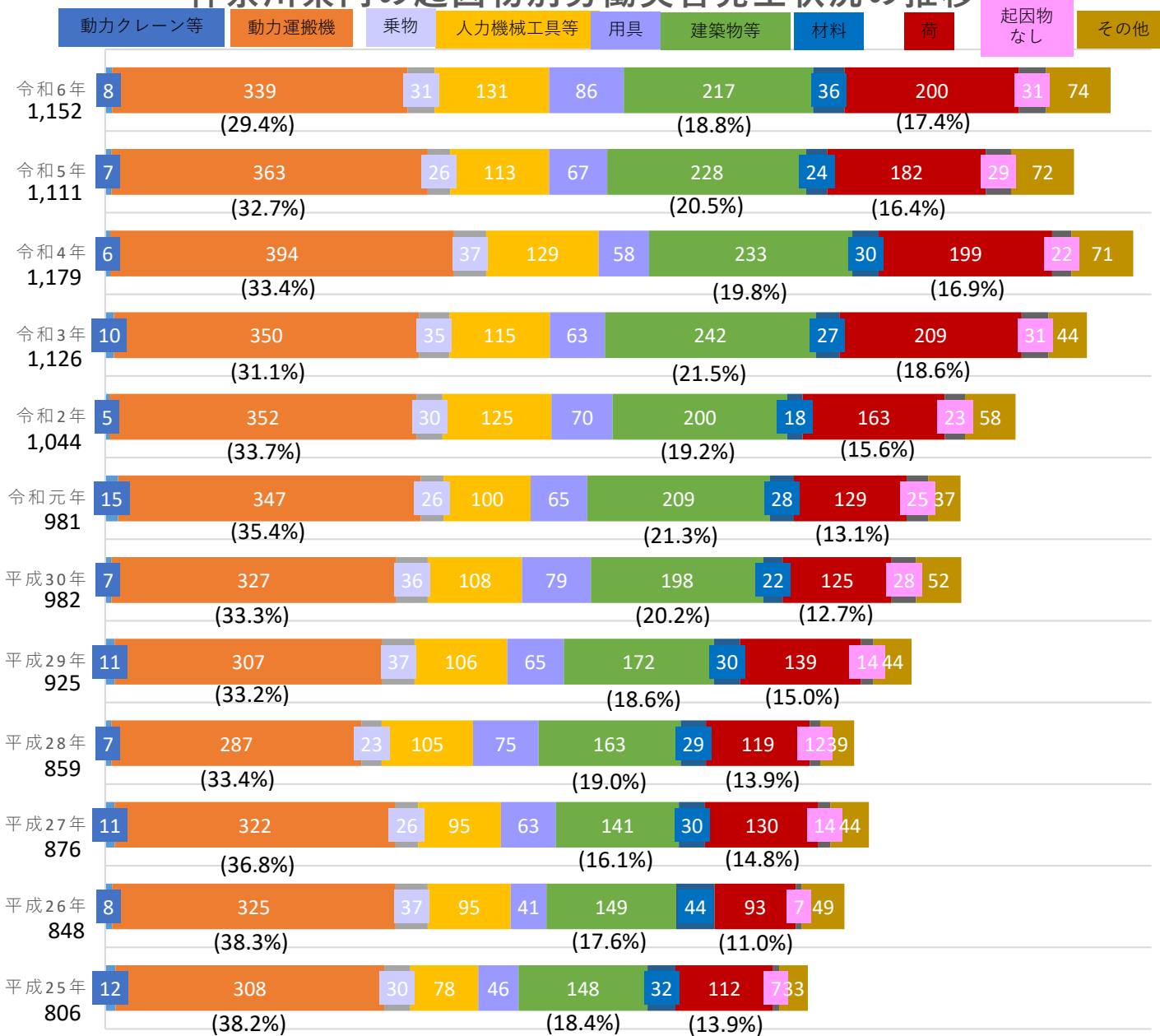


全国

令和6年の神奈川県内の起因物別の労働災害は、トラック、フォークリフト、コンベア等の「動力運搬機」339件（29.4%）、通路、階段等の「建築物等」217件（18.8%）、荷姿のもの、機械装置等の「荷」で200件（17.4%）発生しています。

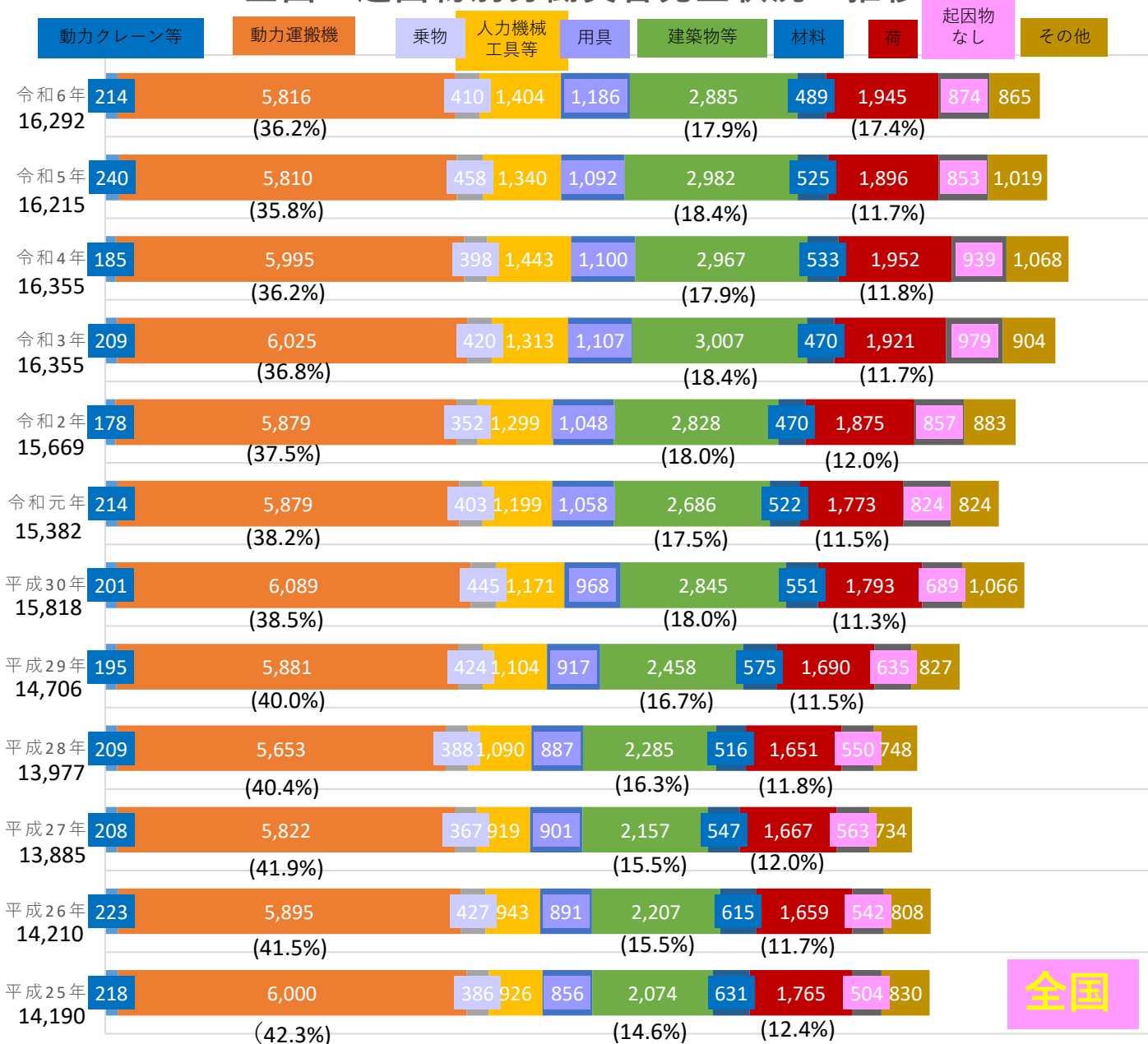
トラックの荷台からの墜落やフォークリフトとの接触、コンベアの巻き込まれなどが多く発生している状況に変わりはありませんが、「動力運搬機」の発生件数が前年よりも減少したほか、初めて発生割合が3割以下となりました。

神奈川県内の起因物別労働災害発生状況の推移



令和6年の全国の起因物別の労働災害は、神奈川県内と同様に「動力運搬機」5,816件（36.2%）、「建築物等」2,885件（17.9%）、「荷」1,945件（17.4%）発生しています。起因物における発生件数及び発生割合の順位は、10年以上変動がありません。

全国の起因物別労働災害発生状況の推移

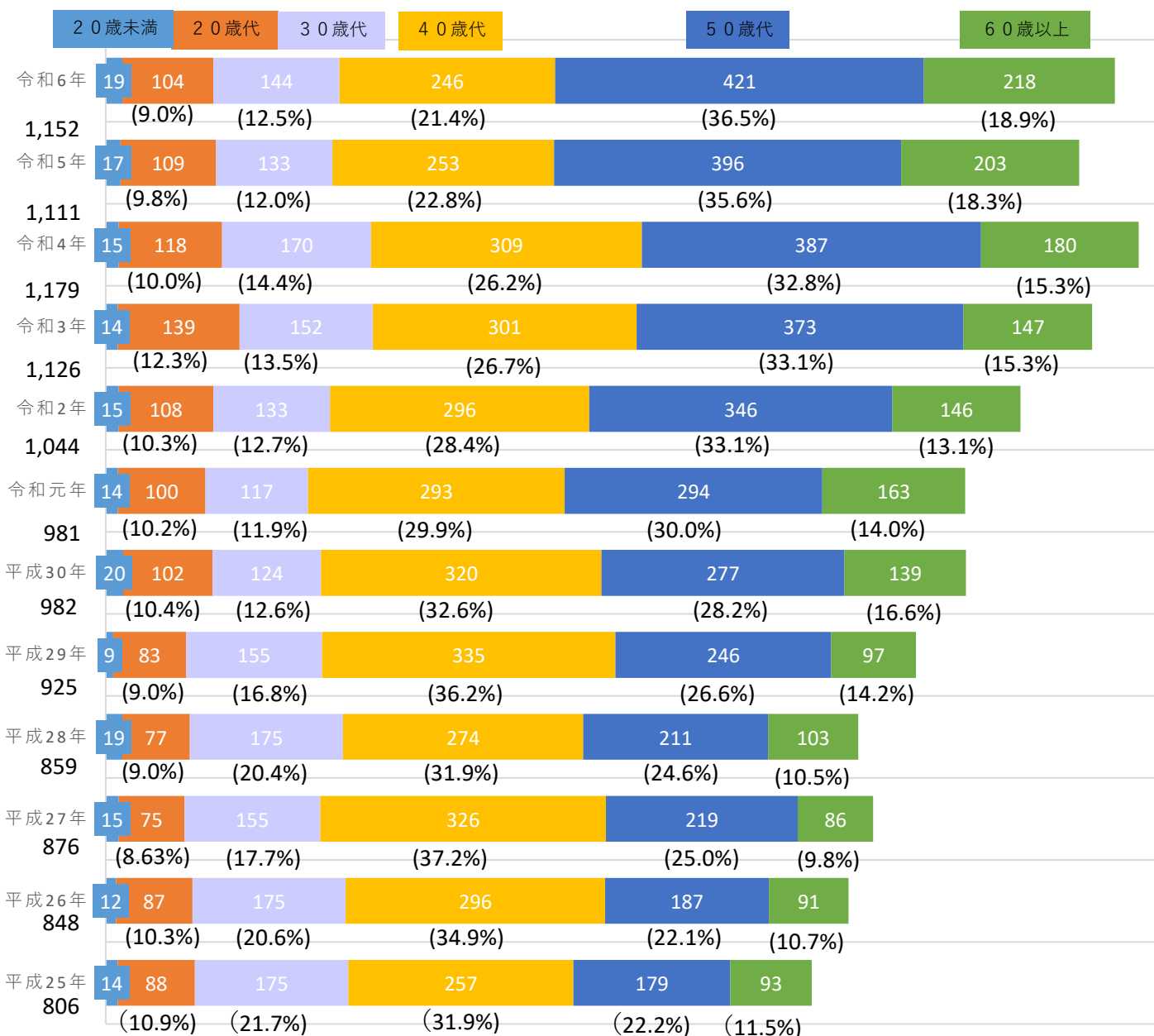


令和6年の神奈川県内の年齢別労働災害は、「50歳代」421件（36.5%）で最も多く、次いで「40歳代」246件（21.4%）、「60歳以上」218件（18.9%）となりました。

「50歳代」及び「60歳以上」の発生件数及び発生割合がいずれも増加しており、50歳代以上で639件（55.5%）発生していることから、半数以上を占める状況が続いています。

また、40歳代以下の労働災害については、わずかな減少または、増加となっており、横ばいの状況となっています。

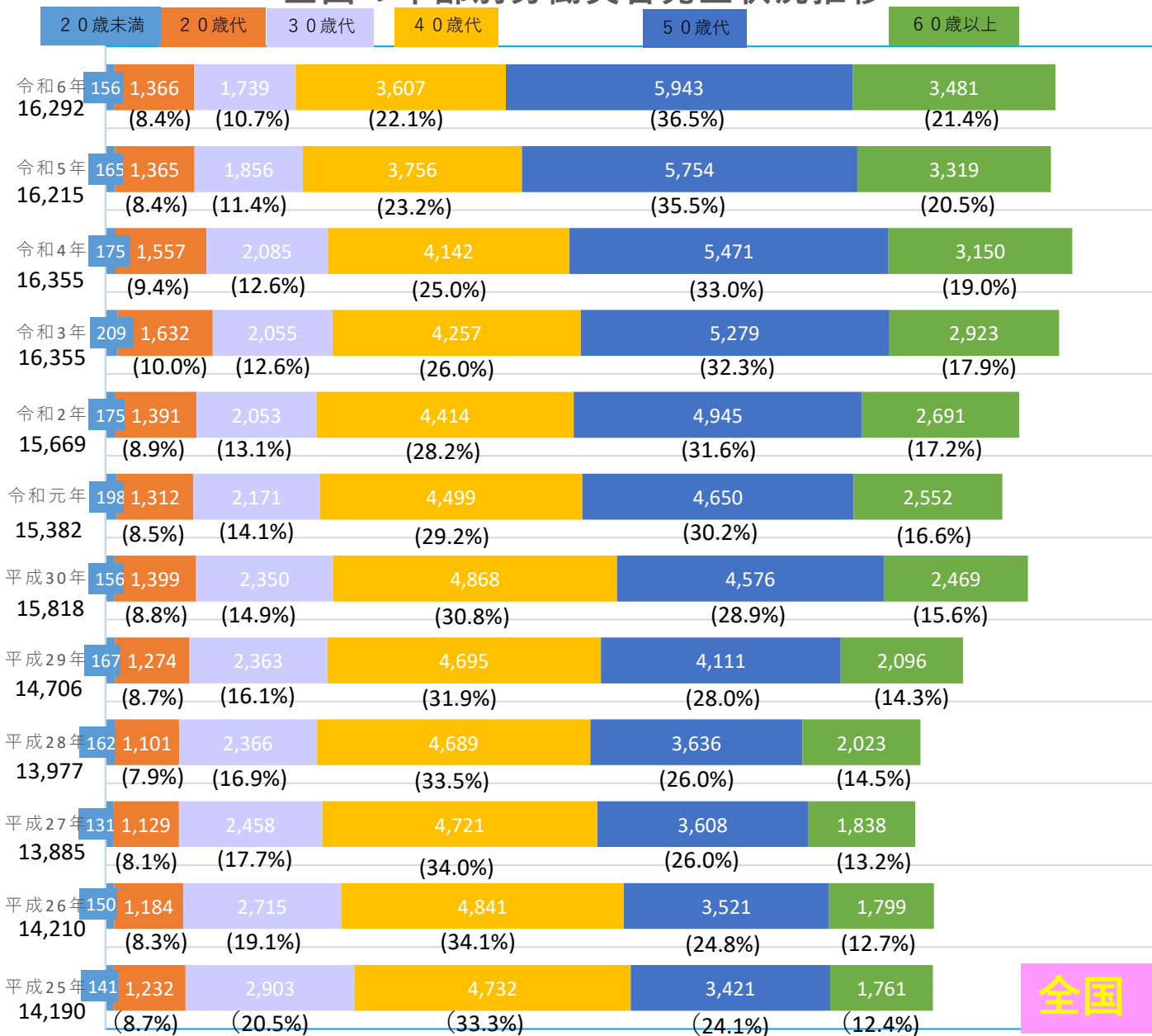
神奈川県内の年齢別労働災害発生状況の推移



令和6年の全国で発生した年齢別の労働災害は、神奈川県内と同様に「50歳代」5,943件（36.5%）で最も多く、次いで「40歳代」3,607件（22.1%）、「60歳以上」3,481件（21.4%）発生しています。

50歳代以上で57.9パーセントを占めており、神奈川県下での発生割合よりも多くなっています。

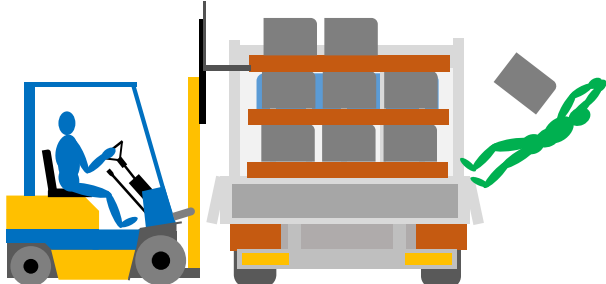
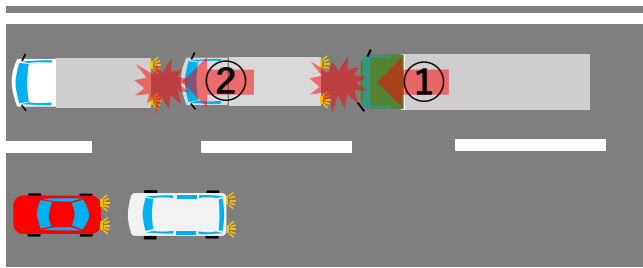
全国の年齢別労働災害発生状況推移



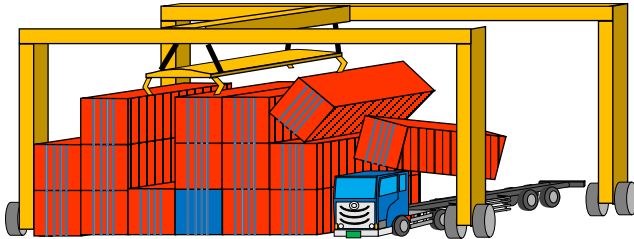
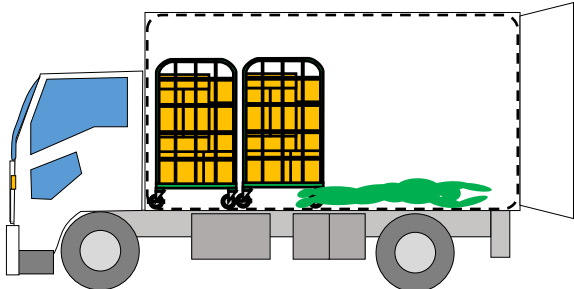
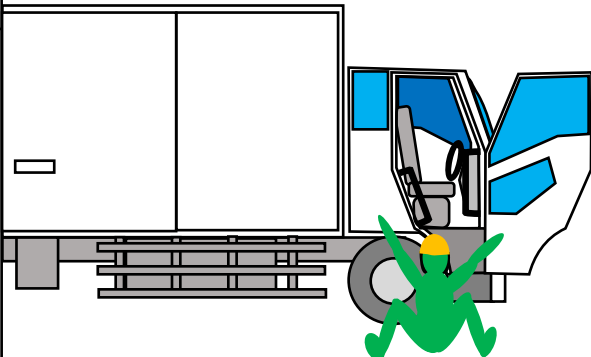
全国

令和 6 年 陸上貨物運送事業 死亡災害の概要

神奈川県労働局
令和 6 年確定版

番号	発生月 発生時刻	事業場規模 被災者の 年齢層	起因物 事故の型	略図
1	2 月 9 時頃	1 0 ～ 2 9 人 5 5 ～ 5 9 歳	荷姿のもの 飛来・落下	
	発生状況			
	荷主の工場内で10トントラックに型枠用鋼板の束（長さ5メートル、約400キログラム）を3列×3段に積み込んでいた。荷主側フォークリフトが積んでいる反対側の荷台上で、トラック運転者が荷締め中、フォークリフトに押された最上段の束が落ちてきて当たり、一緒に地上に落ちた際に下敷きとなった。			
2	3 月 3 時頃	3 0 ～ 4 9 人 7 5 ～ 7 9 歳	トラック 交通事故 （道路）	
	発生状況			
	大和市上草柳の国道246号の側道で、路肩に停車中の大型トレーラーに対し、後ろから走ってきたトラックが追突したもの。後ろから追突したトラック運転手が死亡したもの。			
3	7 月 2 0 時	1 0 ～ 2 9 人 5 5 ～ 5 9 歳	トラック 交通事故 （道路）	
	発生状況			
	中央道走行中、渋滞により車列の最後尾に停車したところ、後方から大型トラックに追突され、停車していた前方のトラックに玉突きで追突したもの。			

12

番号	発生月 発生時刻	事業場規模 被災者の 年齢層	起因物 事故の型	略図
4	8月 10時頃	10～29人 70～74歳	クレーン 飛来・落下	
	発生状況			
	陸揚げされたコンテナをトレーラーで受け取るため、コンテナレーンの横で停車待機していたところ、タイヤ式橋形クレーンの吊り上げ装置がコンテナと接触、コンテナが横倒しになり、その隣のコンテナを押し出し、被災者が搭乗していたトレーラーの運転席に落下したものの。			
5	4月 0時頃	30～49人 60～64歳	なし その他	
	発生状況			
	事業場から配送先へ到着し、現地でトラックの荷台において荷下ろし作業中に意識を失った。救急搬送されたものの、同日、病院にて死亡が確認された。			
6	11月 5時	10～29人 60～64歳	トラック 転倒	
	発生状況			
	トラックの運転席から降りた直後、後方に転倒、その際頭部とでん部を打撲（ヘルメットは着用）。 病院で診察を受けたところ、打撲については異常なし、血液検査の結果疲労によるものとの診断であったが、その後無断欠勤が続いたため、警察に生存確認を依頼したところ、自宅で死亡していたものの。			

13

神奈川県労働局長メッセージ

「死亡労働災害の撲滅に向けて」

神奈川県労働局管内における、労働災害による死亡者数が令和7年5月末時点において、前年の9人を大きく上回り17人となって深刻な状況となっております。

尊い命が失われることのないよう、今一度、現場の安全管理体制を見直し、危険箇所の点検・改善、作業手順の遵守を徹底してください。

特に、全国安全週間（7月1日～7日）に向けた準備期間（6月1日～30日）を活用し、職場全体で安全意識の高揚を図る取組を強化いただきますようお願いいたします。

令和7年6月1日



神奈川県労働局長 児屋野 文男

令和7年に神奈川県労働局管内で発生した死亡災害の概要

番号	発生月	業種	発生概要
1	1月	道路貨物運送業	客先の工場において、被災者が運搬する機械の解体作業を行うため、機械の上に乗し、レバーブロックを使い、機械の上部と下部を分離させる操作をしていたところバランスを崩し、切り離れた機械とともに約5メートルの高さから墜落し死亡した。
2	1月	医療保健業	被災者が洗浄室において、洗浄機で使用した器具を洗浄していたところ、槽に設けられたリフター（モーターとローラーチェーンによって昇降する）の枠と装置を構成する枠（アングル材）との間に挟まれて死亡した。当日は一人作業であった。
3	2月	建築工事業	ふ頭内で石炭を出荷する設備の塗装工事のためにコンベヤーカバーの荷卸し作業に従事していた被災者が作業中に行方不明となり、翌日、係留中であった貨物船の石炭船倉内から発見され、死亡が確認された。
4	3月	道路貨物運送業	トラックを運転して、片側3車線の港湾道路（道交法の適用を受けない私道）の第2通行帯を走行していたところ、第1通行帯に停めていた海上コンテナが乗ったシャーシの後部右角に、トラック左前部から追突したものの。
5	3月	道路貨物運送業	集配のため下り坂をトラックの前方を下り方向にして停車させ、エンジンを切り、輪止め設置しようとしたところ、トラックが逸走し20mほど下り坂を走行し横転した際に、トラックを追いかけていた被災者が横転したトラックの側面と地面にはさまれたものの。
6	3月	建築工事業	住宅解体工事現場において、高さ2.4mのコンクリート塀の取り壊しの作業を行うため、手持ち式の電動カッターを用いてコンクリート塀を分割していたところ、塀の上部が倒れ、飛散防止のため近傍でコンパネを持って追従していた被災者が下敷きになり死亡した。
7	3月	土木工事業	河川改修工事にて、被災者が、不整地運搬車を操作し土のうを運搬していたところ、護岸脇の通路より河川側の段差（高さ約1メートル）を落下し死亡したものの。
8	3月	自動車同部品製造業	プレハブ2階建事務所の外階段の下に、被災者が仰向けで倒れていたのを、同僚労働者が発見。救急車を要請したが、搬送先の病院にて死亡が確認されたもの。司法解剖の結果、直接死因が頸髄損傷、肺挫傷であったことから墜落・転落による災害と判断された。
9	4月	食料品製造業	菓子製造ラインにおいて、原料を充てんした後に、原料を固める機械がエラーで停止し、被災者はその調整の作業を行っていた。何らかの原因で動き出し、機械のフレームと機械の壁に頭部が挟まれ死亡したものの。
10	4月	建築工事業	被災者は、1階床スラブのガス溶断作業（アセチレンガス＋酸素のボンベを使用）を行ったところ、爆発と思われる現象が生じ、コンクリート床材などが上下周囲に吹き飛び、地下ビットがむき出しの状態となった。被災者は爆発の影響により2階の床とともに地下1階に転落、落下してきた床材に挟まれ死亡したものの。
11	4月	小売業	被災者がオートバイで配達作業中、丁字路を右折しようとしたところ、直進してきたトラックと衝突したものの。
12	4月	ビルメンテナンス業	被災者を含めた5人の労働者が刈払い機を使用して施設内の植え込みの草刈り作業を行った。その終了後に被災者が刈払い機による飛び石等を防止するためのベニヤ板を片付ける際に、ベニヤ板を持って歩行中に歩道に転倒した。病院に搬送され療養していたが、数日後、くも膜下出血等により死亡診断となったものの。
13	4月	建築工事業	被災者は内装工、被災当日は集合住宅居室の現状復帰工事で浴室（ユニットバス）の内装工事に従事していた。終業時刻を過ぎても帰宅しないため、捜索したところ当該現場で意識が無い状態で発見され医療機関に搬送するも死亡が確認されたものの。
14	5月	道路貨物運送業	被災労働者はホイールローダーを使用して、10トンダンプにセメント原料の土砂を搬入する作業を行っていた。当該10トンダンプの出発後、被災労働者はホイールローダーのバケットの土砂付着状況を確認したものと推定されるが、ホイールローダーを降りて土砂の付近にまで立ち入ったところ、土砂が崩壊して被災労働者が埋もれて窒息死したものであった。
15	5月	土木工事業	温泉掘削工事現場において、やぐらの解体作業中に足場に立てかけてあった鉄板が倒れてきて、被災者が下敷きとなって死亡したものの。
16	5月	土木工事業	ゴルフ場場内の枯れ木の伐採作業を終え、傾斜のある場所でドラグショベルをトラックの荷台に積んだところ、トラックが逸走をはじめたため、逸走を始めたトラックを止めようと運転席に乗り込もうとした被災者が、脱輪。横転したトラックと地面の間に挟まれ死亡。また、ドラグショベルの運転席にいた個人事業主のオペレーターが、トラックの荷台からドラグショベルごと転落、木とドラグショベルの間に挟まれ、計2名が死亡したものの。
17	5月	産業廃棄物処理業	ごみ焼却後に残った金属を回収して圧縮成型する装置で、金属を流し入れる部分にある鉄製のゲートが半開のまま動かなくなった。非常停止ボタンを押したまま、被災者とうる一人で復旧作業を行っていたところ、ゲートが降下し被災者がはさまれ死亡したものの。

第14次労働災害防止計画（神奈川計画）における 陸上貨物運送事業労働災害防止対策の概要

計画期間 2023年～2027年まで

第14次労働災害防止計画では、重点事項・重点業種ごとに事業者による取組状況についての「**アウトプット指標**」、その取組により期待される結果を「**アウトカム指標**」と定め、各々の状況を確認しつつ計画を推進していきます。

【アウトプット指標】

「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む）の割合を**2027年までに45%以上**とする。

事業場者が実施すべき事項

- ・「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく安全衛生管理体制の整備、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業の安全対策に取り組むこと。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業様態に応じた腰痛予防対策に取り組むこと。

神奈川労働局の重点実施事項

- ・荷の積卸し作業における墜落・転落防止対策を推進する。
- ・神奈川荷役災害防止等連携推進協議会、陸運事業者及び荷主等における連絡協議会を継続して活用する。
- ・陸上貨物運送事業（荷主の事業場を含む）に対して「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、荷役作業に用いる機械等の安全な使用方法等を周知する。

【アウトカム指標】

陸上貨物運送事業における死傷者数を、2022年と比較して**2027年までに5%以上減少**させる。

	初年度 2023年	2年目 2024年	3年目 2025年	4年目 2026年	最終年度 2027年
目標値	1,167人	1,154人	1,142人	1,131人	1,120人
実績値	1,111人	1,152人			

（2025年4月末日現在）